公用車の適正配置・管理に係る基本計画（案）（概要版）
【計画期間：令和8年度～令和12年度（5年間）】

■計画策定の目的

健全な行財政運営に資するため、現状における公用車の管理・運用の課題を明確にし、使用状況を基にした適正な配置台数の見直しを行うことにより、公用車の適正配置及び維持管理の合理化を図る。
また、公用車の使用状況や削減効果を定期的に調査・検証し、随時見直しを行う。

第1章　公用車配置台数の適正化

１公用車配置状況（令和８年４月１日現在）

現在の総保有台数は５１６台（うちリース車両２５台）

２適正配置対象車両と配置状況

区　分	台　数	主な内容・対象車両
適正配置対象外車両※	２４９台	市長車、議長車、消防車、住民バス、作業車等
適正配置対象車両	２６７台	本庁143台、総合支所82台、教育委員会等42台
合計	５１６台	

※配置目的や使用目的が特定されており、他との共有や配置換えが困難な車両。

３適正配置対象車両の使用状況

令和５年度から令和７年度までの勤務日数のうち、公用車の使用があった割合（使用率）を調査。

【使用率%】
稼働が1回でもあった日／勤務すべき日数×100

部署別	令和５年度	令和６年度	令和7年度
本　庁	53.04%	54.15%	59.87%
河北総合支所	52.97%	56.56%	58.26%
雄勝総合支所	45.25%	40.15%	35.44%
河南総合支所	62.07%	69.60%	68.60%
桃生総合支所	60.80%	56.05%	53.94%
北上総合支所	56.55%	47.74%	48.42%
牡鹿総合支所	38.13%	41.03%	40.24%
病院局	49.85%	56.76%	59.86%
教育委員会	53.01%	50.96%	52.08%
監査委員	27.59%	15.70%	—
農業委員会	45.17%	50.22%	36.36%

４車両削減台数と財政効果

【車両適正台数の算定根拠】

適正配置対象車両の令和７年度年間走行距離及び使用率ごとの平均走行距離から１台当たりの年間目標走行距離を算出。

一般的に予約によるシェアリングで管理される車両は時間帯によって利用ニーズが集中するピークタイムが発生するため、使用率が50%を超える車両の割合が高くなると、「必要な時に車がない」という空き不足の恒常化を招くとされており、業務に支障が出ることが予想される。

これらを踏まえ、使用率50%を適正台数算出の基準とし、「使用率50%～60%未満」の平均走行距離4,949kmを目安に、１台当たりの年間目標走行距離を5,000kmに設定する。

使用率区分	年間平均走行距離（km）	車両台数	積算台数
0～10%未満	652	10	10
10～20%未満	1,013	16	26
20%～30%未満	1,896	30	56
30%～40%未満	3,072	36	92
40%～50%未満	3,237	34	126
50%～60%未満	4,949	29	155
60%～70%未満	4,297	18	173
70%～80%未満	5,495	36	209
80%～90%未満	6,020	28	237
90%以上	5,835	30	267
全体平均走行距離	3,958	267	
全体の総走行距離	1,056,894	267	

適正台数の算出

⇨ 1,056,894 km ÷ 5,000 km ⇒ 適正台数 **211台**

（現行267台から56台削減が最終目標）

年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合計
削減台数	26台			15台	15台	56台
財政効果	520万円			300万円	300万円	1,120万円

資料１－１

（２）車両の台数削減指標（令和９年度以降の調査結果に基づくもの）

【本庁所管課車両】
使用率20%未満：管財課協議のうえ原則廃車（売却等）
使用率30%未満：原則「管財課集中管理車」へ移行。
改善しない場合は廃車（売却等）
使用率向上時：当該集中管理運用を継続。

【総合支所所管課車両】
使用率20%未満：管財課協議のうえ原則廃車（売却等）
使用率30%未満：地域振興課管理または管財課集中管理車移管を検討。
使用率向上時：移管後の管理運用を継続。

【イベントや事業用車両（箱型車・平ボディ車）】
本庁・総合支所間で相互融通を徹底。

（３）車両の不足が見込まれる場合の対応

集中管理車の柔軟な貸し出しや、包括連携協定を締結している「一般社団法人日本カーシェアリング協会」との連携により、迅速な車両調達体制を確保します。

第2章　公用車の適正管理

１公用車の管理・運用方法

管理体制の明確化：全職員が利用可能な「集中管理車」は管財課、その他は「専用車」として所管課が管理。鍵管理を徹底。
車検切れ防止徹底：車両ダッシュボードへの車検満了日の明示及びグループウェア掲示板へ掲示。
共用化とDX化推進：専用車もグループウェア掲示板を活用して他部署へ開放（緊急時は所管課優先）。

２自動車事故防止と安全運転の徹底

安全運行の遵守：関係法令の遵守、運行前の点検、職員の体調管理、ゆとりある行程管理を明文化。
ドライブレコーダー装着：新規・更新車両を含め全車へ標準装備し、安全意識向上と事故発生時の迅速な現状把握・再発防止策に活用。

３公用車の更新基準

更新基準：初度登録から20年以上または走行距離15万km以上
車種設定：原則「軽自動車」。高稼働車両は優先的にハイブリッド車等へ更新する。
環境配慮：「石巻市環境基本計画」等に基づき、環境負荷の低減を目指すため、二酸化炭素排出量の縮減が可能となる車両の導入を進める。
導入方法：前例にとらわれることなく、使用目的・想定走行距離・使用年数・メンテナンス費用の平準化を踏まえ、購入とリースのメリット・デメリットを十分に比較・検討する。

電気自動車等の配置状況

車両種別	本庁	総合支所（計）	病院・教育等	合　計
電気自動車	４台	８台	０台	１２台
プラグインハイブリッド車	３台	０台	１台	４台
ハイブリッド車	１４台	５台	５台	２４台
合　計	２１台	１３台	６台	４０台

４災害時等の非常時車両確保

特に車両が必要となる災害時においては、本市と包括連携協定を締結している「一般社団法人日本カーシェアリング協会」との連携のもと、優先的に車両の支援・提供を受けることで、平時の保有台数を最小限に抑制しつつ非常時の公用車稼働体制を確保する。